

12月は町税等収納強化月間です

税金等の納め忘れはありませんか？

町県民税・固定資産税・国民健康保険税などの町税や、介護保険料・後期高齢者医療保険料・上下水道料金などは、私たちが安心して暮らすための貴重な財源です。指定された納期限までに納めましょう。納期限までに納付されなかった場合、督促や文書催告を送付するなどして、納付をお願いしています。

なお、12月は収納強化月間として、文書・訪問・電話などによる催告や、財産差押などの滞納処分を強化します。早めの納付にご協力ください。

滞納を放置しておく…

町では、期限内に納付された方との公平性を守るため、また安定した税収入を確保するため、納税に対して誠意のみられない納税者に対しては財産調査を行い、財産（不動産・預貯金・給与・売掛金・生命保険など）の差押えなどの滞納処分を行っています。

12月6日(日)に休日納付、相談窓口を開設します

収納強化月間として12月は左のとおり休日窓口を開設します。日ごろ平日に納付や相談が困難な方は、ぜひご利用ください。

○開設日 12月6日(日)

午前9時～午後5時

夜間収納窓口を開設します

平日の日中、お仕事等で町税等の納付ができない方や納税相談へお越しになれない方のために、毎月末の最終平日に収納窓口の受付時間を延長していますので、ぜひご利用ください。

12月の開設日は次のとおりです。

○開設日 12月25日(金)

午後5時15分～7時

※窓口や連絡先は下の表を参照してください。

事情のある人は必ず納税相談を

病気や失業、その他やむを得ない理由で一時的に税金の期限内納付が困難な人は、そのまま放置せず、必ず町民税務課税務グループまで連絡してください。期間を定め、分割納付などの方法がありますので、ご相談ください。

納税は口座振替が便利です

町税の納付は、口座から自動的に納付できる、口座振替が安心で便利です。納付のたびに、役場や金融機関などに足を運ぶ手間が省け、うっかり忘れることもありません。

口座振替を希望する金融機関または町民税務課に、通帳と届出印を持って、手続きをしてください。

27年4月からコンビニエンスストアで納付ができるようになります

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税につきまして、全国主要なコンビニで24時間納付することができ、納付に対する手数料もかかりません。

○場所・お問い合わせ

対象税等	町税等	介護保険料	保育料	学校給食費	上下水道料金 下水道受益者負担金
担当課 (場所)	町民税務課 (役場)	健康福祉課 (役場)	健康福祉課 (役場)	教育委員会 (中央公民館)	上下水道課 (川妻浄水場)
担当 グループ	税務G	高齢者支援G	社会福祉G	学校教育G	水道G 下水道G
電話	☎(84)1966	☎(84)0006	☎(84)0006	☎(84)1462	☎(84)3000

※保育料及び学校給食費については、夜間収納窓口は開設していません。